

避 敵

又、「敵を料するには之を占はずして避くべき者（以下、『呉子』料敵第二よりとる。）」がある。一には敵国が富んでいて大きく、人も財も充満しており、優れた才能のある人に不足が無いならば、これを避けて当たることがないようにせよ。二には上位者も下級者もよく修練されており、恩沢が人民に豊かであり、賢明な士が職に任じているのであれば、撃つことがないようにせよ。三には敵將に信頼と道義心と勇氣があり、常に群集や部下の心服を得ており、士卒が節義を弁えて、死することを快く思うような者などは避け、これに当たることがないようにせよ。四には賢明な家臣が内部で輔佐し、智謀の士が外部で計略を謀り、政事に怠り無く、軍門が落ち着き物事をつまびらかにするようであれば、撃つことがないようにせよ。五には敵国に多くの扶援があるならば、全軍を挙げて撃つことがないようにせよ。六には敵が既に行軍を完了しており、我が後から戦地に到着するときは、常にこの敵を避けて戦わないようにせよ。七には敵陣が尖鋭にして当たり難く、我が兵がこれを怖れるときは、これとの合戦を避けよ。八には敵の家柄が礼節と道義心をもった兵であり、我が却って非礼であるならば、これを避けて合戦にならないようにせよ。九には敵が強風や豪雨に乗じて風上から来て、我が軍が風下からこれに向かうならば、速やかに避けて撃つことがないようにせよ。十には敵が怒りを懐き、或いは憤りを含み、或いは血氣専ら盛んであり、或いは窮迫の中に処して、何れも必死の覚悟でいる時は、暫くこれを避けて戦うことがないようにせよ。